

資金名	貸付対象者(融資を受けられる方) 県内に本店(又は主たる事業所)がある 中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の 限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考 ◎H24.4月~改正
経営安定 資金 (⑤は緊急対策 H25.3.31まで)	①最近3か月の売上高又は売上総利益が 過去3年以内のいずれかの年の同期に 比べ5%以上減少し、経営に支障をき たしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支 障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の 売上高が前年同期に比べ減少し経営 に支障をきたしている方 ⑤市町村から中小企業信用保険法第2条 第4項第5号の認定を受けた方	1.8%	8千万円 (運転資金)	7年(2年)	商工会、 商工会議所	「指定業種」とは、中 小企業信用保険法第 2条第4項第5号の 規定に基づき経済産 業大臣が指定した業 種をいいます。
震災緊急 資金 (緊急対策 H25.3.31まで)	市町村長から東日本大震災に対処するた めの特別の財政援助及び助成に関する法 律第128条第1項第1号又は第2号の 認定を受けた方	1.8%	8千万円 (運転資金)	10年(2年)	商工会、 商工会議所	
緊急円高 対応資金 (緊急対策 H25.3.31まで)	①県内で製造業を営み、売上高等の15% 以上が輸出向けである方で、生産効率 の改善を図るなど円高に対応するため の設備投資を行う方 ②円高の影響で、最近3か月間の売上高 等が前年同期に比し30%以上減少し、 経営に支障をきたしている方	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②8千万円 (運転資金)	設 15年(2年) ①運 7年(2年) ②運 10年(2年)	県	
再生可能エネルギー 発電事業促進資金 (県外企業・大企業 でも利用可能)	再生可能エネルギーを活用した大規模な 電力供給事業を行う方	1.5%	20億円 (設備投資のみ)	15年(3年)	県	
中小企業 再生支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受け ながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建 に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年 を経過するまでの方であって、経営再 建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建 に取り組む方	2.3%	8千万円 (5千万円)	①②設 15年(2年) 運 10年(2年) ③設 10年(2年) 運 7年(2年) ④3年	県	①②の場合は事前に 経営改善計画を策定 している必要があります。

平成24年4月1日現在

限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。
市場金利の動向等により、金利は変更になる場合があります。

問合せ先 山形県商工観光部産業政策課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2135(金融担当) FAX:023-630-2128

山形県商工業振興資金HP <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/17shikin.html>

その他問合せ先 ・山形県信用保証協会 電話:023-647-2240 ・最寄りの商工会議所・商工会 ・取扱金融機関

詳しくはホームページへ

中退共 検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

簡単

社外積立て
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心

新規加入や掛金を増額する場合
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら
社長の決断、
応援します。

退職金

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます